

千曲市新戸倉体育館整備・運営事業
基本協定書（案）

令和6年（2024年）12月

千曲市

千曲市新戸倉体育館整備・運営事業

基本協定書（案）

千曲市新戸倉体育館整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、千曲市（以下「市」という。）と〔●●●●〕グループを構成する法人（〔代表企業名●●〕（以下「代表企業」という。）、〔構成員構成企業名●●〕（以下代表企業と〔構成員構成企業名●●〕とを併せて「構成員構成企業」という。）及び〔協力企業名●●〕（以下「協力企業」といい、「構成員構成企業」と「協力企業」とを併せて「優先交渉権者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市が本事業に関して公募プロポーザル方式に基づく事業者選定手続（以下「選定手続」という。）により優先交渉権者を決定したことを確認した上で、第4条に基づき構成員構成企業が本事業を実施するために今後設立する特別目的会社と市との間の事業契約締結に向けて、双方の義務について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市と特別目的会社との間で締結される本事業に係る事業契約をいう。
- (2) 「事業期間」とは、事業契約の本契約の締結日から令和25年3月末日までの期間をいう。ただし、事業契約の期間が延長された場合又は事業契約が解除された場合若しくは終了した場合は、事業契約の効力発生日から延長された事業契約の期間満了日又は事業契約が解除された日若しくは終了した日までの期間をいう。
- (3) 「特別目的会社」とは、本事業を遂行することを目的として構成員構成企業によって設立される会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立する新会社をいう。
- (4) 「出資」とは、特別目的会社が発行する普通株式を引き受けることをいう。
- (5) 「提案書類」とは、優先交渉権者が本事業の選定手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (6) 「提示条件」とは、本事業の選定手続において市が提示した本事業にかかる一切の条件をいう。
- (7) 「募集要項等」とは、本事業の選定手続に関し、令和6年12月17日付けで公表された募集要項（質問回答及び公表後の修正を含む。）並びに募集要項の添付資料及び付属資料（質問回答及び公表後の修正を含む。）をいう。
- (8) 「要求水準書」とは、本事業の選定手続に関し、令和6年12月17日付けで公表された要求水準書（質問回答及び公表後の修正を含む。）をいう。

(市及び優先交渉権者の義務)

第3条 市及び優先交渉権者は、市と特別目的会社が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 優先交渉権者は、提示条件を遵守の上、市に対し提案書類を提出したものであることを確認する。また、優先交渉権者は、事業契約締結のための協議に当たっては、千曲市新戸倉体育館整備・運営事業事業者選定審査委員会及び市の要望事項を尊重する。ただし、要望事項が募集要項等に定める内容を逸脱しているものは除く。

(特別目的会社の設立)

第4条 **構成員構成企業**は、本協定締結後、仮契約の締結前までに、募集要項等及び提案書類に従い、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社を設立し、特別目的会社の設立登記の完了後速やかに、その履歴事項証明（設立時の取締役及び監査役を証明するもの）及びその定款の原本証明付写しを市に提出して、特別目的会社の設立を報告するものとする。その後、当該証明を受けた者の改選若しくは変更（再任を含む。）がなされ、又は定款を変更した場合も同様とする。なお、設立される特別目的会社は、次の要件を満たさなければならず、**構成員構成企業**が特別目的会社の設立を市に報告するに当たり、特別目的会社がそれらの項目を満たしていることの説明書を添えるものとする。

- (1) 会社法に定める株式会社として設立していること。
- (2) 千曲市内に設立していること。
- (3) 定款において、本事業の実施のみを事業目的とすることを規定していること。
- (4) 資本金は提案書類に示された金額以上とすること。
- (5) 定款において、監査役を置くことを規定していること。
- (6) 定款において、会社法第107条第2項第1号イに定める事項についての定めをおき、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書きに定める事項についての定めを置いてはならないこと。
- (7) 定款において、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
- (8) 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。
- (9) 全ての株主が、提案書類にあらかじめ示された出資者であること。
- (10) **構成員構成企業**が株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有していること。また、株主総会における代表企業の議決権保有割合が他の議決権保有者との比較において最大となっていること。

- 2 特別目的会社設立時の株主及び持ち株数は別紙1のとおりとする。
- 3 事業期間において、**構成員構成企業**は、市の書面による事前の承諾を受けた場合を除き、特別目的会社の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできず、また、**構成員構成企業**の出資比率を変更することはできない。
- 4 前項にかかわらず、**構成員構成企業**が特別目的会社の株式について譲渡、担保権等の設定その他の処分を希望する場合において、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維

持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められ、かつ、当該出資比率の変更後の構成員構成企業の出資比率の合計が株主総会における総議決権の 50%を超える場合には、市は、当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

第5条 構成員構成企業は、事業期間が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとする。

- 2 構成員構成企業は、前項に従い市の承諾を得て特別目的会社の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しを、その締結後速やかに市に提出する。
- 3 構成員構成企業は、特別目的会社の設立時及び増資時において、別紙2の様式による誓約書を市に提出し、構成員構成企業以外の特別目的会社の株主（株式譲渡における譲受人を含む。）をして同誓約書を提出させるものとする。

(義務の委託又は請負)

第6条 構成員優先交渉権者を構成する法人（以下「構成員」とする）は、特別目的会社をして、本事業に関する各業務のうち設計に係る業務を●●に、建設に係る業務を●●に、工事監理に係る業務を●●に、維持管理に係る業務を●●に、運営に係る業務を●●に、それぞれ委託し又は請け負わせるほか、その他の業務を第三者にそれぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。

- 2 構成員は、各業務の実施の準備に着手するときまでに、前項に定める設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を受託する者又は請け負う者と特別目的会社との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかに当該契約書等の合意文書の写しを市に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により特別目的会社から設計、建設、工事監理、維持管理、運営に係る業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。また、業務を受託し又は請け負った者をして、受託し又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

(事業契約)

第7条 優先交渉権者は、募集要項等に従い本事業に係る事業契約の仮契約（以下「事業仮契約」という。）を、本協定締結後、千曲市議会への事業契約に係る議案提出日までに、特別目的会社をして市との間で締結せしめるものとする。

- 2 前項の事業仮契約は、その締結について千曲市議会の議決が得られたときに、本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 市は、募集要項等に含まれる事業契約書（案）の文言に関し、優先交渉権者から説明を求められた場合は、募集要項等において示された本事業の目的及び内容に照らし、提示条件の範囲内において趣旨を明確化するよう努めるものとする。また、優先交渉権者は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、市の要望を尊重する。
- 4 市及び優先交渉権者は、事業仮契約締結後も本事業の遂行のために協力する。
- 5 前4項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の効力発生前に、優先交渉権者のいずれかが本事業の選定手続に関し次の各号のいずれかに該当した場合は、市は、優先交渉権者全員との間で本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業

契約の仮契約を解除することができるものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第8条の2第1項若しくは第3項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
 - (2) 独占禁止法第7条の2第1項本文（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項本文の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を出訴期間内に提起しなかったとき又は独占禁止法第7条の2第1項ただし書（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項第7条の9第2項ただし書、第10項第7条の4若しくは第20項第7条の7第2項の規定により課徴金の納付を命じられなかったとき若しくは独占禁止法第63条第2項の規定により当該命令が取り消されたとき。
 - (3) 前2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
 - (4) 第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（第1号又は第2号の命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
 - (5) 受注者又はその役員若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
- 6 優先交渉権者において、事業契約の効力発生までに募集要項等に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、市は募集要項等の定めるところに従い、本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。
- 7 本条第5項及び第6項に掲げる場合のほか、事業契約の効力発生までに、優先交渉権者が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると市が認めたときは、前項の規定にかかわらず、市は、本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。

（暴力団等の排除に関する措置）

第8条 市は、優先交渉権者のいずれかが次の各号の一に該当するときは、本協定を解除し、事業契約の仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解除することができる。

- (1) 役員等（優先交渉権者のいずれかが個人である場合にはその者を、優先交渉権者のいずれかが法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時本事業に関する契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与し

ていると認められるとき。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 優先交渉権者のいずれかが、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、市が優先交渉権者のいずれかに対して当該契約の解除を求め、当該優先交渉権者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定に基づき本協定を解除した場合、前項各号のいずれかに該当する優先交渉権者(以下、「違反優先交渉権者」という。)は、市の指定する期間内に提案書類で示された金額の10分の1に相当する額を損害の発生の有無にかかわらず、違約罰として、市に支払わなければならない。
- 3 違反優先交渉権者が第2項の額を市の指定する期間内に支払わないときは、違反優先交渉権者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞利息を市に支払わなければならない。
- 4 違反優先交渉権者は、連帯して第2項及び第3項の額を市に支払わなければならない。
- 5 前各項の規定は、市の優先交渉権者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(準備行為)

- 第9条 優先交渉権者は、特別目的会社の設立の前後を問わず、また、事業契約の本契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の円滑な実施のために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。
- 2 優先交渉権者は、当該準備行為の結果を、事業契約の本契約締結後、速やかに特別目的会社に引き継ぐものとする。

(資金調達)

- 第10条 構成員構成企業は、提案書類に従い、特別目的会社に出資するとともに、~~その他~~の出資者に特別目的会社に出資させる。
- 2 優先交渉権者は、提案書類に従い、特別目的会社による借入れその他の特別目的会社の資金調達を実現させるために最大限努力する。
- 3 構成員構成企業は、提案書類に従って行う場合を除き、特別目的会社の資本金の額を減少させてはならない。

(事業契約不成立の場合の処理)

第11条 事由を問わず事業契約の効力発生に至らなかった場合、既に市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、次条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(解除並びに違約金等)

第12条 事業契約のいかなる定めにもかかわらず、事業契約の効力発生後に、第7条第5項各号のいずれかの事由が優先交渉権者に生じた場合、何らの催告を要することなく、市は、本協定及び事業契約を解除することができるものとし、優先交渉権者はこれに異議を述べず、また、特別目的会社をして異議を述べさせないものとする。

2 市が、本協定を解除するか否かにかかわらず、事業契約の本契約の締結日までに、優先交渉権者に第7条第5項各号の事由が生じた場合、優先交渉権者のうち当該事由に該当する者は、連帯して提案書類で示された金額の100分の10に相当する額を違約金として、市の指定する期間内に市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

3 前項の場合を除き、優先交渉権者のいずれかの責めに帰すべき事由（優先交渉権者のいずれかが募集要項等に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合を含む。）により第7条第1項に定める期日までに事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合、又は締結した事業契約の仮契約が解除されるに至った場合、市は、優先交渉権者のうち当該事由に該当する者に対し、提案書類で示された金額の100分の10に相当する額を請求することができるものとする。

4 前項に定める優先交渉権者は、前項の請求を受けたときは、請求にかかる金額を市の指定する期間内に連帯して市に支払わなければならない。

5 第3項に定める優先交渉権者が前2項の額を市の指定する期間内に支払わないときは、当該優先交渉権者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞利息を市に支払わなければならない。

(秘密保持)

第13条 市及び優先交渉権者は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除き相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は優先交渉権者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び優先交渉権者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 前2項にかかわらず、特別目的会社に開示する場合、市及び優先交渉権者が裁判所により開示を命ぜられた場合、優先交渉権者が本事業に関する資金調達に必要として金融機関に開示する（本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合に限る。）場合、本事業に関し法律上の守秘義務を負う専門家のアドバイスを受け、及び法令に基づき開示する場合は、市及び優先交渉権者は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通知で足りるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第14条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、長野地方裁判所を本協定に関する一切の裁判に関し第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結日から事業契約書に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の効力発生に至らなかった場合は、事業仮契約の締結若しくは事業契約の効力発生に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日又は締結した事業契約の仮契約が解除された日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第13条の規定の効力は存続するものとする。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、市及び優先交渉権者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

令和●年●月●日

[市] [住 所]

長野県
千曲市長

[優先交渉権者]

(代表企業)

[住 所]

[名 称]

[代表者]

(構成員構成企業)

[住 所]

[名 称]

[代表者]

(構成員構成企業)

[住 所]

[名 称]
[代表者]

(協力企業)
[住 所]
[名 称]
[代表者]

(協力企業)
[住 所]
[名 称]
[代表者]

別紙 1

設立時の出資者一覧

法人名	住所又は所在地	株数	出資比率	金額 (単位：円)
合計				

別紙2

誓約書の様式

令和●年●月●日

千曲市長 様

誓約書

千曲市（以下「市」という。）と〔代表企業名〕、〔~~構成員~~構成企業名〕、…及び〔協力企業名〕との間 で、令和●年●月●日付で締結された千曲市新戸倉体育館整備・運営事業に係る基本協定書（以下「協定書」という。）に関して、〔特別目的会社名〕（以下「事業者」という。）の株主である当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この誓約書において用いられる語句は、協定書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面で市に通知し、その承諾を得ること。

以上

〔住 所〕
〔名 称〕
〔代表者〕